

## 北海道静内農業高等学校の部活動に係る活動方針

**基本方針** 「道立学校に係る部活動の方針」に則り、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮した上で、生徒が主体的、協調的に活動し、学校教育目標の実現に寄与するものとする。

### 1 適切な運営のための体制整備

- ・各部活動顧問は、「年間の活動計画（活動日・休養日・活動時間及び参加予定大会等）」「毎月の活動計画」「活動実績」「部員名簿」を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るように指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないように指導する。
- ・部活動顧問会議を定期的に開催し、部活動運営を開かれたものとする。
- ・相談・要望窓口は下記のとおりとし、担当は教頭とする。

【連絡先】北海道日高郡新ひだか町静内田原 797 番地

TEL 0146-46-2101 FAX 0146-46-2151

Eメール [shizunainougyou-zl@hokkaido-c.ed.jp](mailto:shizunainougyou-zl@hokkaido-c.ed.jp)

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・「運動部活動での指導ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引きを活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引きを活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃の場合は原則として活動を行わない。

### 4 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・学校の部活動が参加する大会（地域の行事・催し物を含む）の回数を精査する。